

沖縄県立芸術大学奨学金返還免除候補者等選考委員会規程

令和4年12月7日

沖芸大規程第131号

(設置)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第8条2項の規定に基づき、本学大学院在学中において特に優れた業績により返還免除の認定を受ける候補者として推薦すべき者（以下「候補者」という。）及び本学の大学院において機構の第一種奨学金（授業料後払い制度を含む。）（以下、「第一種奨学金」という。）の貸与を受ける予定の者又は受ける者であって、入学前又は入学した年度に特に優れた業績による返還免除の内定候補者として推薦すべき者（以下「内定候補者」という。）の選考に関する事項を調査審議するため、沖縄県立芸術大学奨学金返還免除候補者等選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 各研究科から推薦のあった者の選考に関すること。
- (2) 候補者及び内定候補者の選考手続及び評価基準に関すること。
- (3) その他候補者及び内定候補者の選考及び推薦に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 各研究科長
 - (4) その他委員会が定めるところにより学長が指名する者
- 2 前項第4号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(専門部会)

第6条 委員会が必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員会から付託された事項について審議する。
- 3 専門部会の長及び部会員は、委員長が指名する。
- 4 専門部会の長は、必要に応じて部会員以外の者を専門部会に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 第4条第3項、第5条及び第7条の規定は、専門部会に準用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の手続、その他委員会に関し必要な事項は、学生委員会の審議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、令和4年12月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月11日から施行し、令和6年9月6日から適用する。